

旅券(パスポート)申請のご案内

- ◇福岡県で申請できるのは、日本国籍を有し、原則として福岡県内に住民登録をしている方です。
- ◇未成年の方は有効期間5年、成年の方は有効期間10年の旅券の申請ができます。
- ◇申請後に取り下げることはできません。申請した旅券は6か月以内にお受け取りにならないと失効し、次回の申請では通常より手数料が高くなります。
- ◇旅券番号はお受取まで確認できません。
- ◇旅券は国立印刷局で集中作成しており、申請からお受取まで2~3週間程度かかります。早めのご申請をお勧めします。
- ◇マイナンバーカードをお持ちの方は、有効旅券を損傷した方や一時帰国の方、県内に居住せず他県から通勤・通学されている方等を除き、マイナポータルから電子申請ができます。電子申請の方も、旅券の受取は本人が窓口にお越しいただく必要があります。
- ◇次の場合は、事前にご相談ください。
 - ①戸籍の記載事項に変更がある方
 - ②刑罰等関係欄に「はい」がある方
 - ③査証欄が少なくなった方
 - ④有効旅券を紛失、焼失、損傷した方
 - ⑤一時帰国の方や住民登録が福岡県外にある学生、単身赴任等の方
 - ⑥海外勤務や留学等で長期の滞在ビザを取得するための旅券が必要な方
 - ⑦旧姓等の別名併記やヘボン式以外の綴りをご希望の方

申請に必要な書類	
書類、申請書の記入事項等に不備がある場合は受理できません。	
1. 一般旅券発給申請書 1通 (申請書は折りたたみ厳禁です)	◇18歳以上の方は10年用、申請時に18歳未満の方は5年用のみです。
2. 戸籍謄本 原本 1通 (全部事項証明書) 発行日から6か月以内のもの (戸籍簿・個人一部事項証明書・改正戸籍簿・附票不可)	◇有効旅券をお持ちの方で、記載事項(氏名・本籍の都道府県名など)に変更がない方及びマイナポータルから電子申請をされる方は省略できます。ただし、親権者などの確認のため、戸籍謄本の提出が必要になる場合があります。 ◇戸籍謄本の提出が省略できる場合も、申請書の本籍欄には、番地まで記入が必要です。申請の際は、事前に番地までの本籍の確認をお願いします。 ◇同一戸籍内のご家族が同時に申請する場合、戸籍謄本は1通にできます。
3. 写真 1枚 申請日前6か月以内の撮影	◇写真は申請書に貼らずにお持ちください。誤って貼った場合は、はがさずにお持ちください。 ◇入国審査等の際に、旅券の写真規格が国際規格に合うものであることが非常に重要となるため、規格に合わない写真は取替えをお願いする場合があります。 <規格> (背景:白色推奨) ○本人のみの撮影で、正面向き、無帽、無背景、ふちなしで左図の規格を満たしたもの ○眉を含め目元や顔の輪郭がはっきり写っているもの <不適当な写真の例> ※受付できないので撮り直しをお願いします。 ×美白等の加工をしたもの及びデジタルカメラやスマホアプリで反転させたり画像処理を施したもの ×目元や顔の輪郭が確認できないもの(眼鏡のレンズに光が反射・濃い色のレンズ・フレームが目にかかっている・前髪の影響がある・髪が目にかかっている・カラーコンタクトレンズ・サークルレンズ着用) ×写真専用台紙以外の用紙で印刷したもの ×キズ、汚れのあるもの ×表情が平常と著しく異なるもの ×顔や頭の器官が隠れる装飾品などがあるもの ×不鮮明なもの、画質が粗いもの、変色したり顔や背景に影があるもの、顔が白く光っているもの ×頭髪・着衣と背景が同一色で区別がつかないもの
4. 本人確認の書類 有効な原本(コピーは不可)	本人確認の書類は、氏名・性別・生年月日・住所が申請書の内容と一致している必要があります。※該当する書類がない方は、お問い合わせください。
1点でよい書類 ・有効期間中の旅券は必ず提示 (個人番号の通知カード・通知書は不可)	◆日本国旅券(有効な旅券又は失効後6か月以内のもの) ◆運転免許証 ◆マイナンバーカード ◆海技免状 ◆無線従事者免許証 ◆宅地建物取引士証 ◆船員手帳 ◆電気工事士免状 ◆写真付き身体障害者手帳(写真貼替え防止措置のあるもの) ◆運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの) ◆官公庁等職員身分証明書(写真付)等
2点必要な書類 (1点書類が提示できない場合) A欄 + B欄は可 A欄 + A欄は可 B欄 + B欄は不可	◆資格確認書(国保・健保・船員・共済・後期高齢者医療) ◆介護保険証 ◆子ども医療証 ◆年金手帳・証書(国民・厚生・船員・共済・恩給) ◆印鑑登録証明書(6か月以内のもの)とその登録印の2点一式 ◆基礎年金番号通知書 ◆在学証明証 等 ◆写真付き社員証・学生証 ◆公の機関が発行した写真付き資格証明書 ◆失効後6か月を経過した日本国旅券 ◆本籍地の役場で発行する身分証明書、(非)課税証明書 等
※代理人が申請書を提出する場合 申請者本人と代理人それぞれの本人確認書類(有効な原本)が必要です。	※申請者が中学生以下の場合で上記の書類が提出できない場合、父・母等の法定代理人が、同時に又は代理で申請するときは、申請者の健康保険資格確認書と父・母等の法定代理人の運転免許証又はマイナンバーカード等で本人確認ができます。
5. 前回の旅券(パスポート)	◇有効旅券をお持ちの方は、旅券の提示がないと受付ができません。 ◇有効期限切れの旅券は、できるだけお持ちください。穴あけ処理をしてお返しします。

※県内に住民登録がある方は、「住民基本台帳ネットワークシステム」で住所を確認できますので、住民票は原則不要です。住所変更直後などで「システム」では確認できない方や居所申請の方は、住民票(発行日から6か月以内のもの)が必要です。

申請についてのご注意(ご不明な点は事前にお問い合わせください。)

旅券の有効期間内に申請ができる方(切替申請):残りの有効期間は切り捨て、旅券番号は変わります。
(1)残りの期間が1年未満になった場合 (2)氏名・性別・生年月日・本籍の都道府県名に変更が生じた場合(別の申請用紙で残存有効期間同一旅券の申請もできます。) (3)旅券査証欄の余白がなくなった場合 (4)IC旅券のICチップが故障した場合 ◇有効旅券の記載事項(氏名・本籍の都道府県等)に変更がある場合は、「戸籍謄本」が必要です。
未成年者(18歳未満) ※民法の改正により、2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に変わりました。 ◇5年旅券のみの申請になります。切替申請で、親権者と姓が異なる場合等は親権者を確認できる戸籍謄本を提出してください。 ◇未成年者の申請には、法定代理人(父または母等の親権者又は後見人など)の署名が必要です。
代理提出 【対象外:紛失・居所・一時帰国・著しい損傷・刑罰等関係欄が「はい」の方】 ◇左ページの「申請に必要な書類」の原本を全部預かり、申請者本人と代理人の方それぞれの本人確認書類(原本)を一緒にお持ちください。 申請書表面の所持人自署欄は申請者本人が自筆してください。 ◇申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」の「申請者記入」欄は申請者が、「引受人記入」欄は引受人がそれぞれ記入してください。 ◇ご家族以外で8名以上の代理提出の場合は、申請するパスポートセンターにお問い合わせください。 ※申請書表面の「刑罰等関係」欄の「はい」に該当する方は「代理提出」ができません。本人が事前にお問い合わせください。
有効旅券の盗難・紛失により申請する方(申請窓口にはご本人がお越しください。代理提出はできません。) ◇旅券申請書のほか、「紛失一般旅券等届出書」の記入と、申請書と同じ規格の「写真1枚」が必要です。
居所申請 (福岡県内に住民登録がない方の申請です。) ◇福岡県内に居住地や通勤・通学先等の活動拠点がある場合、又は海外からの一時帰国者で福岡県内に居所がある場合には、福岡県内の旅券窓口で申請することができます。住民票(一時帰国を除く)・居住地や活動拠点を立証する書類が必要です。一時帰国の方は、渡航先の公的機関が発行する滞在資格証明書等の一時帰国であることが確認できる書類が必要です。
旧姓等の別名併記・外国名等での表記を希望する方(事前にお問い合わせください。) ◇旧姓等の別名併記を希望する方は、申請書裏面の「旅券面の氏名表記」欄への記入と、旧姓等が確認できる戸籍謄本等が必要になります。 ◇外国式の氏名で申請する方は、申請書裏面の「旅券面の氏名表記」欄への記入と、戸籍謄本及び外国の公的機関が発行した申請者本人や配偶者の氏名の表記のわかる書類が必要です。

受取りのご注意

受取予定日は、申請の日を含めて、土曜、日曜、祝日、休日、年末年始(12/29~1/3)を除き

福岡・北九州バスポートセンター	9営業日目	久留米・飯塚バスポートセンター	12営業日目	市町窓口	14営業日目
◇旅券は年齢に関係なく、ご本人しかお受け取りできません。(乳幼児の場合も必ずお連れください。)					
◇受取り場所は、申請したパスポートセンター窓口となります。他のパスポートセンター窓口でのお受け取りはできません。					
◇受取りの際は、「手数料(収入印紙・領収証紙)・パスポート引換証・受付カード」が必要です。切替申請のときは、申請時に提示した有効旅券を必ずお持ちください。(お持ちの旅券の返却がないと、新しい旅券はお渡しできません。)					
手数料は、申請時ではなくお受け取りの時に必要です。収入印紙・領収証紙は現金のみでの販売となります。(クレジットカード等は不可)					
◇電子申請をされた方は、事前に手続きすることにより、クレジットカードによる手数料支払いが可能です。					
年齢	旅券の種類	合計		収入印紙	福岡県領収証紙
18歳以上	10年用	電子申請	8,900円	窓口申請	電子申請
	残存有効期間同一		5,400円	5,800円	窓口申請
18歳未満	5年用		4,400円	4,800円	2,500円
					1,900円
					2,300円

※18歳未満と扱われるのは、「年齢計算ニ関スル法律」(明治35年法律第50号)により、18歳の誕生日の前々日の申請までです。(例:7月1日が18歳の誕生日の方は、6月29日までが18歳未満です)

県の受付窓口

名称	福岡バスポートセンター	北九州バスポートセンター	久留米バスポートセンター	飯塚バスポートセンター
所在地	福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡3階 092-725-9001 地下鉄 天神駅(徒歩5分 16番出口) 西鉄電車 福岡(天神)駅(徒歩10分) 西鉄バス アクロス福岡水鏡天満宮前(徒歩1分)	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIM(アジア太平洋インポートマート)ビル2階 093-533-5646 J R 小倉駅(徒歩8分) 西鉄バス 小倉駅バスセンター(徒歩8分)	久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1階 0942-30-1060 西鉄電車 西鉄久留米駅(徒歩20分) 西鉄バス 久留米総合庁舎前(徒歩3分)	飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎1階 0948-21-4981 J R 新飯塚駅(徒歩15分) 西鉄バス 新飯塚駅(徒歩15分)
受付時間	申請(月~金曜日) 受取(月~木曜日・日曜日) 〃(金曜日のみ)	午前8:45~午後4:30 午前8:45~午後5:00 午前8:45~午後7:00	土曜・祝日・休日・年末年始(12/29~1/3)は休みです。 日曜日は受取りのみで申請の受付はできません。	

市町の受付窓口

名称	豊前市役所市民課	吉富町役場住民課	上毛町役場住民課	築上町役場住民生活課
所在地	代表 0979-82-1111 豊前市大字吉木955	電話 0979-24-1124 築上郡吉富町大字広津226-1	電話 0979-72-3116 築上郡上毛町大字垂水1321-1	電話 0930-56-0300 築上郡築上町大字椎田891-2
受取予定日	申請の日を含めて、土曜、日曜、祝日、休日、年末年始(12/29~1/3)を除き14営業日目からの受取予定です。			

